

令和3年1月12日

組合員の皆様へ

東京都薬剤師国民健康保険組合

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の  
発出に伴う組合事務局の運営について

新年明けましておめでとうございます。

本年もご指導の程を宜しくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますが、1都3県を対象とした「緊急事態宣言」が発出され、対象地域における「人の流れ」を抑制するための取り組みが求められているところであります。

当組合事務所においては、組合業務を継続していくこと及び事務局職員の感染予防を図るための特例的な措置として、

- 1 混雑する時間帯を避けた出勤とするが、通常の執務時間帯を確保する。**
  - 組合員からのお問い合わせ等は、なるべく午前10時から午後4時30分までの間をお願いします。
- 2 出勤する職員の数は半数とし、隔日出勤とする。**
- 3 組合員等からの問い合わせ等については、新たに「問い合わせ等専用メール」を開設して応答する。<問い合わせ等専用メール：[info@toyakukokuho.jp](mailto:info@toyakukokuho.jp)>**
  - 専用メールでお問い合わせいただく場合は、お問い合わせ等の内容と、併せてお問い合わせいただいた方の保険証の記号一番号、お名前、電話番号をご記入ください。

などにより対応することとしました。

この特別措置の実施期間は、「緊急事態宣言解除の日」までを想定していますが、必要に応じて理事長が期間の短縮又は延長することができることとしています。

なお、万が一事務局職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、事務所がクラスターと認定された場合は、やむを得ず事務所を一時閉鎖することになりますのでご了承ください。

可能な限り組合業務の遂行に遅滞が生じることがないように工夫して参りますが、場合によっては組合員の皆様にご不便をおかけすることもあるかと存じます。

何卒、組合事務所を閉鎖しないで事業を継続するための措置とご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます。